

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 5 日現在

機関番号：24402

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2011～2014

課題番号：23530063

研究課題名(和文)国際取引と競争・消費者保護 - 食品分野における法規制を中心として -

研究課題名(英文)Competition and consumer protection in the global food market

研究代表者

和久井 理子(Wakui, Masako)

大阪市立大学・大学院法学研究科・特別研究員

研究者番号：50326245

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,700,000円

研究成果の概要(和文)：経済活動のグローバル化が進む中で消費者がその利益を享受するためには、競争が自由かつ公正に行われている必要がある。本研究では、食品分野を中心に、取引の公正性及び安全性を確保する法規制のあり方について、比較法的検討を行い、調査結果を公表するとともに、営業誹謗行為、知的財産権を利用した農産物・食品等の生産・流通を阻害する行為、買手市場支配力集中の問題、食品流通分野における優越的地位の濫用行為などの具体的問題について研究し結果を公表した。

研究成果の概要(英文)：Free and fair competition is essential for the consumer to enjoy the benefits of the globalised food production and transaction system. The research project focused on the laws and regulations aimed at securing fair trade and consumer safety in the food business, and a comparative study of the laws and regulations was conducted. The project outcomes include the articles and study reports on the regulations of unfair business trading practices, business defamation, buying power, market concentration, and the abuse of superior bargaining position.

研究分野：経済法

キーワード：独占禁止法 消費者保護 不公正取引 安全性 購買力 食品流通 競争政策 市場支配力

1. 研究開始当初の背景

研究開始当初においては、世界的に競争・貿易が活発となる中で、取引の公正性を確保するための制度の構築・強化が急務となっていた。なかでも、競争・貿易・取引を不当に制限・阻害する行為の規制のあり方や、競争促進と安全性確保との間でどのようなバランスをとるべきかが重要な問題として浮上りつつあった。

これらの問題は、とりわけ食品分野において顕著にみられた。2011年3月の東北大地震・原発事故後には、日本ないし東北地方の食品が市場から排除されるという深刻な事態が起こった。

研究開始前までに、情報通信・電子機械分野の分野等における基準認証制度・標準化制度については研究調査の蓄積が存在した。これらを利用して、市場構造行動、規制手法等が異なる食品分野における諸問題を検討することができると考えられた。

2. 研究の目的

食品分野を中心に、取引の公正性及び消費者保護の確保のあり方について国際的比較法・比較制度研究を行い、立法、解釈又は政策上の提言を行う。

3. 研究の方法

WTO法をはじめとする国際法及び実態解明の必要性を意識しつつ次の研究調査を実施する。

(1) 私法上の不公正取引規制原理について、日本・英米・大陸法諸国との法制度の比較研究を行う

(2) 欧州市場統合下における不公正取引・消費者法・食品関係法の整合化の試みについて研究する。

(3) 食品の安全性確保と競争・貿易の関係にかかる論文・判例等を批判的に検討する。

(4) 日本の食品安全性にかかる規制体系を立体的に再検討する。

4. 研究成果

(1) 一般私法上の不公正取引規制のあり方について、日本における民法改正の動きを踏まえながら、EU・英国・オーストラリア・米国法及び大陸法の比較検討を行った。欧州においては、EUによる欧州共通販売法及び消費者契約規律の動きがあり、これに関連する重要資料(共通販売法規則草案・消費者保護関連指令)を翻訳して公表した(その他資料・)。また、これらの動きとEU指令の英国における国内法化ほか受容状況について研究会において報告を行った(発表)。

(2) 消費者保護一般に関するEU指令を翻訳・公表するとともに(その他資料・)、これら指令の影響下にある英国における消費

者保護制度(一般)について報告した(発表)。また、食品及びこれと密に関係する医薬品分野のEUにおける消費者保護法制のあり方を研究調査した。

(3) EU・米国における食品の安全性にかかわる規制及び議論状況について調査した上で、これらに関連して具体的に問題となった取引制限・競争上の諸問題を検討した。とくに偽造食品流通問題、食品・遺伝子組換え種子等の種子分野における集中・排除等の諸問題について論文公表・研究発表を行った(論文・、発表)。また、これらの問題と関係性の深い医薬品について、新薬開発奨励制度とその濫用問題を研究調査し成果を公表した(論文・、発表)。

(4) 日本の食品安全性確保にかかわる法規制を総合的に再検討した上で、具体的な問題として偽造食品、不当表示、営業誹謗行為について取り上げ、日本法の解釈運用のあり方にかかる論文を公表した(論文・、図書)。この過程で立法、規制及び法令遵守確保の方法論を検討する必要性が明らかになったために、調査検討を行い、この過程で用いた資料の翻訳公表や派生的に得られた研究成果の公表を行った(論文・、図書)。また、諸法・政策の中における独禁法の位置づけを再考し、図書改訂作業に反映させた(図書)。

(5) 不公正取引について検討する過程で、食品分野における事業者間取引の不公正性とその規制の問題が日本の内外で大きな注目を集めるようになった。この問題について、日本独禁法には優越的地位を濫用する規定がかつてから存在し、研究期間中にこの規定に基づいて高額の課徴金を課す事例が相次いだ。日本外でも、英国・フランス・EU・オーストラリア等で立法、法改正等の動きがあった。そこで、これら事項とこの周辺にある諸問題について比較・調査し、研究結果を公表するとともに、この過程で作成した資料等を公開した(論文・、発表・、その他資料・)。

食品の安全性に関わる法規制及び食品生産・流通については、複雑性及び特殊性のために経済法分野においては従来必ずしも十分に解明がなされてこなかったとみられるところ、本研究を通じて、一定程度の知見を得ることができたと考えられる。とくに公表した成果のうち、なかでも論文・、発表・及び図書については、今後の立法・法運用上重要な成果だという反響が得られている。

また、研究期間中に具体的かつ深刻な課題として浮上した食品分野における事業者間不公正取引の問題については、英語論文を含む成果公表を行うことができた。課題の重要性に鑑みて、公表した成果のうち論文は国際的にもインパクトを与えることが、論文は

国内で一定の貢献となることが予想される。

研究の過程で得られた資料については、できるだけ公表・共有することを心がけた。国内でアクセスの難しい情報については、他国の研究者に協力して論文執筆を依頼し、その論文を翻訳して公表した。こうして作成された資料等のうち論文(翻訳)は日本の経済法比較研究分野における重要性が高いと考えられる。その他 ないし についても便宜であるという感想が得られている。

他方で、国際的な安全性確保のための諸制度(基準認証、検疫、早期警戒制度等)の実態調査と提言については、期間中の身体上の故障とこれに伴う計画変更のために実施することができなかった。WTO 法との関係を含む国際的な競争・安全性確保のための法制度についても、文献を自身でサーベイするにとどまり成果公表には至らなかったし、例えば、どのようにすれば危険性を理由とする国際的な食品流通障害問題に対処することができるのかについて現在ある制度を超えるものを考案等することができなかった。

消費者保護・食品安全性については、表示のあり方を中心に法改正などがあつたにもかかわらず、時機にかなった形での報告等を行って得なかったことが反省点である。また、経済活動の規制及び遵守確保方法のあり方については、貴重な洞察を得て部分的には結果を公表することができたものの(図書等)本来の研究目的からすると派生的問題を扱ったものにすぎないし、全体像や具体的な方向性を示すには至らなかったという問題もある。これらの失敗は、今後の研究活動の質・内容を向上させる上で役立たせていきたい。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計11件)

Masako Wakui & Thomas K. Cheng, Regulating Abuse of Superior Bargaining Position under the Japanese Competition Law, *Journal of Antitrust Enforcement*, 査読有、印刷中。

和久井理子、EU 競争法における「支配的地位」概念について、*大阪市立大学法学雑誌*、査読無、印刷中。

和久井理子、偽造医薬品・食品の規制と商標制度：日英比較からの示唆と課題、特許研究、査読無、58巻、2014、7-16。

和久井理子、インターネット販売と独占禁止法、*Nextcom*、査読無、19巻、2014、34-43。

和久井理子、見切り販売の妨害行為による優越的地位の濫用と独禁法 25 条訴訟(判例評釈)、*ジュリスト臨時増刊 1466 号*、査読無、2014、196-197。

和久井理子、公務員の談合関与行為とその規制、*大阪市立大学法学雑誌*、査読無、60(2)

巻、2014、780-813。

和久井理子、農業・食品分野における知的財産権と競争法、公正取引、査読無、760巻、2014、41-49。

ファール・ジェローム著・和久井理子訳、フランスの大規模小売分野における不正取引の禁止：フランス商法典 L442-6 条による制限的行為の禁止、公正取引、査読無、769巻、2014、40-50。

和久井理子、特許権の不正な取得延長行為と EU 競争法；AstraZeneca 事件欧州司法裁判所判決、公正取引、査読無、755巻、2013、68-73。

ヴィンシー・フォン＝フランチェスコ・パリシ著・和久井理子訳、法的なルールの最適な特定性の程度について、*新世代法政策学研究*、査読無、15巻、2012、319-343。

和久井理子、不実証広告規制と表示の裏付けとなる資料を有すべき義務--オーシロ事件東京高判平成 22.10.29・ミュール事件東京高判平成 22.11.26(判例評釈)、*エヌ・ピー・エル*、査読無、956巻、2011、58-65。

[学会発表](計3件)

和久井理子、アフターマーケットにおける支配的地位、比較法研究センター独占禁止法研究会、2014年12月6日、大阪倶楽部(大阪府大阪市)。

和久井理子、英国における消費者に対する不正な取引方法の規制について、比較法研究センター独占禁止法研究会、2014年10月4日、大阪倶楽部(大阪府大阪市)。

和久井理子、大規模食料品小売業に対する不正取引規制(英国)、東京経済法研究会、2014年5月17日、立教大学(東京都豊島区)

和久井理子、英国における大規模食料品小売業者による不正取引の規制、比較法研究センター独占禁止法研究会、2014年2月1日、大阪倶楽部(大阪府大阪市)。

和久井理子、欧州競争法と垂直的制限；Allianz Hungária 事件欧州司法裁判所判決、比較法研究センター独占禁止法研究会、2013年12月7日、大阪倶楽部(大阪府大阪市)。

和久井理子、医薬品補足的保護制度の濫用と欧州競争法、比較法研究センター独占禁止法研究会、2013年4月6日、大阪倶楽部(大阪府大阪市)。

和久井理子、購買力と企業結合規制、比較法研究センター独占禁止法研究会、2012年6月2日、大阪倶楽部(大阪府大阪市)。

[図書](計3件)

Masako Wakui、Wolters Kluwer, Bid Rigging Initiated by Government Officials: The Conjunction of Collusion and Corruption in Japan (Thomas Cheng ほか編『Cartels in Asia: Law & Practice』所収)、2015、41-65。

川瀆昇・瀬領真悟・泉水文雄・和久井理子、有斐閣、ベーシック経済法第四版、2014、329-358。

和久井理子、有斐閣、営業誹謗行為と独占禁止法（川瀆昇ほか編『根岸哲先生古稀祝賀競争法の理論と課題』所収）2013、307-321。

〔その他〕

ホームページ等

欧州共通販売法に係る欧州議会及び理事会規則（翻訳・一部）

http://studylaw.web.fc2.com/CESL_EJ.htm

<http://studylaw.web.fc2.com/CESL-EJ2.htm>

消費者の権利に関する欧州議会・理事会指令 2011/83/EU 号（翻訳・一部）

http://studylaw.web.fc2.com/201183EU_EJ.htm

商取引における支払遅延に対処する欧州議会・理事会指令 2011/7/EU 号（翻訳・一部）

http://studylaw.web.fc2.com/20117EU_EJ.htm

事業者による消費者に対する不公正な取引行為に関する欧州議会・理事会指令 2005/29/EU 号（翻訳・一部）

http://studylaw.web.fc2.com/200529eu_ej.htm

消費者契約における不公正な契約条項に関する理事会指令 93/13/EEC 号（翻訳・一部）

http://studylaw.web.fc2.com/9313EEC_EJ.htm

経済法（独禁法）事例 参考資料集

http://studylaw.web.fc2.com/AML_Cases.htm

6. 研究組織

(1) 研究代表者

和久井 理子 (WAKUI MASAKO)

大阪市立大学・大学院法学研究科・特別研究員

研究者番号：50326245